

4月2日～8日は発達障害啓発週間

障がいのある人に対する理解を深めましょう!!

国連では、毎年4月2日を世界自閉症啓発デーとして世界の人々に自閉症をはじめとする発達障がいについて理解してもらう取り組みが行われています。自閉症をはじめとする発達障がいについて広く啓発するため、国では発達障害啓発週間にシンポジウムなどを開催しています。市では、市役所1階エントランスホールに啓発ブースを設置します。



自閉症の人が困らない対応方法は…

- ★どうすればよいのか、正しい方法をできるだけ具体的に伝えることを基本に、穏やかに根気よく接して、よい関係を作るようにしてください。
- ★物の置き場所が変わったり、急にスケジュールが変更されたりすると、強い不安や恐怖を感じてしまうため、前もって伝え見通しを立てるなど不安を与えないようにしてください。
- ★その人が理解している言葉を知り、その言葉を使うことや、写真や絵を添えて説明してください。
- ★抽象的な表現を避けて、短い表現で話してください。
- ★人混みや大きな音や光といった刺激による不快感を増幅させないように、安心できる環境を作ってあげてください。

子ども、高齢者、妊娠初期の人、障がい(身体障がい・知的障がい・精神障がい・発達障がいなど)のある人など、生活のしにくさが必ずしも外見から分かる人だけではありません。一生懸命であるのに誤解をされたり、理解してもらえなかったり、つらい思いをしている人もいます。

お互いを知り、お互いを理解することがとても大切です。

問い合わせ先

社会福祉課障がい者福祉係 ☎23-3963

コラム

“ちょっと困っている”人のこと

観音寺市発達障害等支援連携会議 実務者会議 新井隆俊 氏
(香川県発達障害者支援センター『アルプスカがわ』)

あなた自身のことで、あなたの周りの人のことでも結構です。人間関係などいくつかのことがなかなかうまくいかず、“ちょっと困っている”人はいらっしゃいませんか？

例えば、何気ない一言で相手を怒らせてしまったり、大事なことを忘れてよく失敗してしまったり、いろいろ何でもできるのになぜか文字の読み書きだけは苦手だったり、気持ちをうまく抑えられなかったり、またそのことで、職場や学校で仲間はずれにされたり…などなど。

そんな中でいつも悪戦苦闘して、でもまわりの人になかなか理解してもらえず、一人で思い悩んでいる人もいらっしゃるのではないでしょうか。

最近では、こういう状態のことを『発達障害』と呼ぶこともあります。なかには医師に相談して診断してもらおうと、自分のことがよく分かって受け入れやすくなる場合もあります。

けれど、そんなふうに使えない言葉で決めつけてしまうのではなくて、自分のありのままの姿や正直な気持ちを身近な人に相談することで案外と解決するかもしれません。

また、周りの人たちも、少し時間を取って話を聞いてあげると、その人が人知れず積み重ねているつらさやしんどさに気付いて、お互いに理解し合えるかもしれません。そのことで、その人が本当にやりたいことや頑張りたいと思っていることを手助けしてあげられる関係になれるかもしれません。

市では市役所の窓口で皆さんの相談を受けています。ぜひ利用してください。

社会福祉課(☎23-3963)・子育て支援課(☎23-3957)・健康増進課(☎23-3964)・学校教育課(☎23-3938)などの窓口、気軽に連絡してください。相談をお待ちしています。



4月1日施行!! 障害者差別解消法

この法律は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関や地方自治体、民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置が定められています。例えば民間事業者の場合、障がいを理由にサービスの提供や入店を拒否することなどが禁止事項に当たります。

また障がいのある人から、車いす移動の際の手助けや筆談などを求められた際には、負担になりすぎない範囲で合理的配慮を行うことが、努力義務として求められます。

こうした配慮を行わないことで、障がいのある人の権利が侵害された場合も差別に当たります。

障がいを理由とした差別とは

不当な差別的取り扱い

正当な理由がないのに、障がいを理由としてサービスの提供や入店を拒否するなど

合理的配慮の不提供

障がいのある人から、何らかの配慮を求める意思表示があつたにもかかわらず「社会的障壁」を取り除く合理的配慮をしないこと

障害者差別解消法で守らなければならないこと

不当な差別的取り扱い

国の行政機関・地方公共団体など

民間事業者など(個人事業者やNPOなどを含む)

禁止

合理的配慮

法的義務

行わなければならない

努力義務

行うよう努めなければならない



合理的配慮が求められる「社会的障壁」とは

障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となる次のようなもの

- ①社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など)
- ②制度(利用しにくい制度など)
- ③慣行(障がいのある人の存在を意識していない慣習、文化など)
- ④観念(障がいのある人への偏見など)



相談窓口

市と県に障がい者差別に関する相談窓口を設け、障がいのある人が不当な扱いを受けた際には、窓口で相談を受け付けます。相談内容によっては他の機関を紹介することもあります。気軽に相談してください。

問い合わせ先

- 社会福祉課障がい者福祉係
☎23-3963 ☎23-3993
- ◎shakai@city.kanonji.lg.jp
- 香川県障害福祉相談所
☎087-867-2696



障がい者スポーツ・レクリエーション教室の開催

平成28年度から障がいの有無に関わらず実施できる卓球、卓球バレー、ポッチャ、スポーツ吹き矢などスポーツ・レクリエーション教室を実施します。障がい者スポーツ指導員や市スポーツ推進委員などが指導してくれます。

対象者 身体・知的・精神(発達障がいを含む)など障がいのある人。障がい児童については保護者が同伴できる人。また、介助人が必要な人についても同伴できる人

内容 決定次第お知らせします。申し込みの状況によっては、変更する場合があります。

日時 第4土曜日 午後2時～午後3時30分

場所 観音寺小学校体育館

開催日			
5月28日	7月23日	11月26日	2月25日
6月25日	9月24日	1月28日	3月25日

申し込み・問い合わせ先

社会福祉課障がい者福祉係 ☎23-3963

平成28・29年度の後期高齢者医療保険料が変わります

税務課市民税係 ☎ 23 - 3922

後期高齢者医療保険料について

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて決まる「所得割額」の合計額です。今回、均等割額と所得割率、均等割額の軽減判定所得額が見直されることになりました。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{保険料} \\ \hline \text{限度額} \\ \hline 57\text{万円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等} \\ \hline \text{割額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{基礎控除後の総所得金額等} \times \text{所得割率} \\ \hline \end{array}$$

平成28・29年度の保険料改定内容

1 均等割額、所得割率

	平成26・27年度	平成28・29年度	比較
均等割額	47,200円	47,300円	100円増
所得割率	8.81%	9.26%	0.45%増

2 均等割額の軽減判定所得額

均等割額の軽減判定基準

軽減割合 (均等割額)	軽減判定所得額 (同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額の合計額)
9割軽減 (4,730円)	33万円以下で 被保険者全員が年収80万円以下(他に所得なし)
8.5割軽減 (7,095円)	33万円以下で9割軽減に該当しない
5割軽減 (23,650円)	33万円 + (26.5万円 × 被保険者数) 以下
2割軽減 (37,840円)	33万円 + (48万円 × 被保険者数) 以下

【平成28・29年度改定内容】

- ◎ 5割軽減基準額 (改定前)26万円 → (改定後)26.5万円
- ◎ 2割軽減基準額 (改定前)47万円 → (改定後)48万円

※65歳以上の人は、公的年金所得から最大15万円を控除して軽減判定します。

保険料額の通知について

平成28年度の保険料額決定通知書は、7月中旬に送付します。

①特別徴収(年金天引き)

平成28年4月の年金天引き額は、平成28年2月と同額です。また、4月から初めて天引きが始まる人(平成28年2月に天引きされていない人)については、平成26年中の所得をもとに仮計算した保険料の1/6相当額が天引きされます。どちらの人も平成28年度の保険料額の確定後、10月以降の天引き分で保険料額を調整します。

②普通徴収(口座振替・納付書)

後期高齢者医療制度に加入した初年度は納付書払いまたは口座振替となります。口座振替は、事前に口座の登録が必要です。

納付方法の変更について

①納付書(現金納付)→口座振替

市指定金融機関等に口座振替依頼書(通帳と届け出印が必要)を提出してください。依頼書は指定金融機関等にあります。

②年金からの天引き→口座振替

市指定金融機関等に口座振替依頼書を提出後、税務課収納係または各支所で申請してください。納付状況によっては変更が認められない場合もあります。

助成します 高齢者が居住する住宅の改修に要する費用

高齢者の転倒防止などの介護予防や在宅生活の継続向上を目的に、住宅の改修に要する費用を助成します。

対象者

市内に住所があり、生活機能全般および運動機能の低下が認められる次の①または②の人

- ①75歳以上の一人暮らし世帯
- ②75歳以上の高齢者が属する高齢者のみの世帯

対象外

- ・世帯員のうち介護保険法に規定する要介護認定において要支援・要介護と判定された人がいる世帯
- ・住宅改修に係る公的助成を他にも受けている世帯

内容

手すりの取り付け、床段差の解消、滑り防止や移動の円滑化等を図るため床や通路面の材料の変更

助成額

住宅改修費の9割(助成限度額は4万5千円、限度額を超えた分は自己負担)

申し込み・問い合わせ先

高齢介護課高齢者福祉係 ☎ 23 - 3968

年度初めの日曜開庁 (本庁のみ)

年度初めの休日に住民異動などの手続きができるように、次の日曜日を開庁します。また、税務課では市税の納付もできます。

日時

4月3日(日)
午前8時30分～午後5時

実施する課

税務課 ☎ 23 - 3922
市民課 ☎ 23 - 3924
健康増進課 ☎ 23 - 3927

注意

国や県の機関、他市町村への確認が必要な業務などは、対応できない場合があります。詳しくは、各担当課へお問い合わせください。

広がります 下水道の処理区域

4月から茂木町、坂本町、南町、柞田町の一部が処理区域になります。処理区域になった地域では、下水道法で3年以内にくみ取り式トイレから水洗トイレに改造することが義務付けられています。家庭雑排水や汚れた水をそのまま川や海に流すと水質汚濁等の原因にもなるため、早めに下水道に接続してください。

下水道は、私たちの健康で快適な生活を支える重要な施設です。ご理解とご協力をお願いします。

注意 処理区域の詳細は問い合わせてください。

問い合わせ先

下水道課 ☎ 25 - 6890



合併浄化槽設置の補助制度

市では、環境にやさしい合併浄化槽の設置を推進し、河川や水路などの水質改善を図るため補助をしています。

補助金を受けられる人

専用住宅(店舗併用住宅の住宅部分も対象)で

- 新築時に設置する人
- 増改築時に単独浄化槽やくみ取り便槽を合併浄化槽へ設置替えする人…①設置補助に②撤去および③配管の転換補助を上乗せします。

注意 販売・賃貸を目的とする場合は、補助金を受けられません。また、公共下水道事業認可区域内は、補助限度額の半額です。詳しくは問い合わせてください。

	区分	補助基準	補助限度額
①	5人槽	床面積が140㎡以下の場合	332,000円
	7人槽	床面積が140㎡を超える場合	414,000円
	10人槽	2世帯住宅等に10人槽以上の合併槽を設置した場合	548,000円
②	撤去費	合併槽への転換に伴い、単独槽やくみ取り便槽の撤去が必要となる場合	90,000円
③	配管費	合併槽への転換に伴う配管費	90,000円

問い合わせ先 下水道課 ☎ 25 - 6890

水道メーターの取り換え

検定期間(8年)が満了する水道メーターを取り換えます。作業は、市指定の水道工事業者が行います。

作業中(約20分)は水道が使用できません。ご理解とご協力をお願いします。

日時 4月～12月(随時実施)

料金 無料

問い合わせ先 水道お客さまセンター ☎ 25 - 5211

浄化槽清掃(汚泥引き抜き)のお知らせ

4月1日から、市内全域の浄化槽清掃は、地域を問わず市指定の4清掃業者に申し込みができるようになります。

- ・観音寺衛生 ☎ 25 - 2660
- ・三豊衛生社 ☎ 25 - 0091
- ・大野原衛生 ☎ 54 - 2068
- ・サンクリーン ☎ 52 - 2458

なお、し尿汲み取りについては従来どおり各地域の指定業者に申し込んでください。

問い合わせ先 観音寺市衛生センター ☎ 23 - 1438

平成28年度

市民講座

観音寺市中央公民館
☎23-3944

受講生募集



マジック教室

開講期間 5月6日(金)～7月28日(木)

対象 市内在住の社会人または市内に勤務する人
全講座とも初心者優先
申し込み状況によって市外の人を受け付けます。

受講料 1講座2,500円(申し込み後の返却は不可)

注意 申し込みが10人未満の講座は開設できません。



陶芸教室

受付期間 4月6日(水)～8日(金)午前9時～午後7時
4月12日(火)～21日(木)午前9時～午後5時
(土・日・月曜日は除く)
受付期間中でも、定員になり次第締め切ります。

受付場所 観音寺市中央公民館(電話での申し込みは不可)
○パンフレットは、観音寺市中央公民館、大野原・豊浜・各地区公民館、市役所ロビー、中央図書館にあります。
○市民講座以外にも、俳句や短歌、手描友禅などの自主グループが活動しています。

[中央]=観音寺市中央公民館 [共同]=共同福祉施設 [婦人]=働く婦人の家 [材]=材料費 [用]=用具代 [テ]=テキスト代

<p>絵手紙</p> <p>火曜日 10:00～12:00 30人</p> <p>[婦人]第1講習室 藤原 英子 先生 [用]12,000円(初心者) 実費(経験者)</p>	<p>油 絵</p> <p>火曜日 19:00～21:00 25人</p> <p>[共同]展示ホール 福田 透 先生 [材]3,000円(初心者) 500円(経験者)</p>	<p>ジャズダンス</p> <p>火曜日 19:30～21:00 25人</p> <p>[共同]軽運動室 生駒 幸子 先生</p>	<p>トールペインティング</p> <p>火曜日 19:00～21:00 15人</p> <p>[婦人]第1講習室 高橋 かをり 先生 [用]4,000円(初心者) [材]実費</p>	<p>押し花</p> <p>水曜日 13:30～15:30 20人</p> <p>[婦人]第1講習室 佐川 智子 先生 [材]実費</p>
<p>陶芸教室</p> <p>水曜日 19:00～21:30 16人</p> <p>[中央]実験実習室 石川 久夫 先生 [用]2,500円(初心者)</p>	<p>かな書道</p> <p>水曜日 19:00～21:00 20人</p> <p>[婦人]第1講習室 真鍋 慶舟 先生 [材]500円(初心者)</p>	<p>初心者ダンベル体操</p> <p>木曜日 10:00～11:15 40人</p> <p>[共同]軽運動室 中川 一江 先生</p>	<p>パッチワーク教室</p> <p>木曜日 10:00～12:00 20人</p> <p>[婦人]第1講習室 今城 由美子 先生 [材]実費</p>	<p>篆 刻(てんこく)</p> <p>第2・第4木曜日 13:00～15:00 25人</p> <p>[婦人]第1講習室 黒田 九華 先生 [用]約10,000円(初心者)</p>
<p>楽しいハワイアンフラ</p> <p>木曜日 13:30～15:00 25人</p> <p>[共同]軽運動室 渡邊 恵子 先生 [テ]1,000円</p>	<p>着物着付</p> <p>木曜日 19:00～21:00 30人</p> <p>[婦人]第2・3講習室 小笠原 敏代 先生</p>	<p>いきいきコーラス教室</p> <p>金曜日 10:00～12:00 35人</p> <p>[共同]軽運動室 宝田 章江 先生 [テ]1,800円(初心者)</p>	<p>ちぎり絵</p> <p>金曜日 13:30～16:00 20人</p> <p>[婦人]第1講習室 鑄目 慶子 先生 [材]1,200円</p>	<p>マジック教室</p> <p>金曜日 19:30～21:00 20人</p> <p>[中央]第1講義室 三野 優 先生 [材]3,500円(初心者) 実費(経験者)</p>
<p>ピアノ教室</p> <p>隔週金曜日 19:00～21:00 16人</p> <p>[共同]軽運動室 山本 悠祐 先生 [テ]実費</p>	<p>初心者書道教室</p> <p>土曜日 9:30～11:30 20人</p> <p>[婦人]第1講習室 石川 義象 先生 [テ][材]2,300円</p>	<p>民 謡</p> <p>土曜日 13:30～15:30 30人</p> <p>[婦人]第1講習室 阿部 桑佑 先生</p>	<p>やさしい革教室</p> <p>土曜日 14:00～16:00 15人</p> <p>[中央]実験実習室 石井 紀子 先生 [用]2,400円(初心者) [材]実費</p>	<p>中国伝統呉式太極拳</p> <p>土曜日 19:00～21:00 50人</p> <p>[共同]軽運動室 近井 昭博 先生 [テ]400円(初心者)</p>

ボランティア団体を応援します

平成28年度市民団体等活動促進事業

対象事業

- 平成29年2月末日までに完了する公益的事業
- 高齢者の福祉を増進する活動
 - 子どもたちを健やかに育てるための活動
 - 自然環境を守り育てる活動
 - 地域の文化を守り育てる活動
 - 交流人口や定住人口の増加につながる活動など
(他の制度で補助金を受けている、または受ける予定の事業は対象外)

対象団体

- 次の要件を全て満たす団体
- 構成員が10人以上
 - 利益を目的にしない
 - 市内に活動拠点がある
 - 会則等に基づき、地域に根ざした活動を継続して市内で行っている
 - 政治活動や宗教活動を目的にしない

助成額

補助対象経費の50% (上限20万円)

審査方法

書類とプレゼンテーションにより活動の公益性や継続性などを審査し、助成団体を決定します。

受付期間

4月1日(金)～28日(木)
午前8時30分～午後5時(土・日曜日を除く)

注意

申請を希望する団体は、事前に相談してください。

問い合わせ先

地域支援課市民協働係
☎23-3949



犯罪の被害にあわれた人や家族のために

平成16年に、犯罪被害者等基本法が制定され、すべての犯罪被害者等は、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するという基本理念のもと、被害者それぞれの事情に応じた途切れることのない支援を受けることができる取り組みが進められることになりました。

それでも十分な支援が届いている訳ではありません。被害者の多くはさまざまな問題に苦しめられているのです。

心身の不調

感情や感覚のまひ/恐怖、怒り、不安、自分を責める気持ち/事件に関することが頭の中によみがえる

生活上の問題

自宅が事件現場である事や、再被害の恐れ、近隣のうわさなどによる転居/生計維持者を失う、就職困難などで収入が途絶える/医療費、弁護士費用等の多額の出費/精神的余裕を失い、家族関係の悪化

周囲の人々による傷つき

周囲の人々からの中傷や興味本位の質問/犯罪被害者は社会的に保護されているという誤解/心情に沿わない安易な励ましや慰め

これ以外にも、加害者からの更なる被害や、捜査や裁判における負担などさまざまな困難に直面しています。

一人で悩んでいる、どこに相談したらよいのか分からない。そんなとき、次の機関があります。気軽に相談してください。相談、支援は無料でいい、秘密は固く守ります。

★公益社団法人かがわ被害者支援センター

- ・電話相談、面接相談、心理カウンセリング
- ・病院、警察署、裁判所等への付き添い支援など

月～金曜日 午前10時～午後4時
(祝日、年末年始を除きます)
☎087-897-7799

★香川県警察本部広聴・被害者支援課犯罪被害者支援室

- ・警察の犯罪被害者支援制度について

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
(祝日、年末年始を除きます)
☎087-833-0110

★市社会福祉課福祉総務係

- ・各種支援制度等の情報提供や助言

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
(祝日、年末年始を除きます)
☎23-3930

問い合わせ先

社会福祉課 ☎23-3930



犯罪被害者等支援シンボルマーク
ギョっとちゃん

かんおんじまち歩き 参加者募集

受け付け 各コース定員になり次第締め切り
 申し込み・問い合わせ先
 観音寺市観光協会 ☎ 24-2150

桜満開の伊吹島を尋ねて ～船から伊吹の桜を楽しもう～

日時 4月3日(日)午前7時40分観音寺港集合、午前7時50分出発
 内容 波切不動尊までの参道で毎年開催される桜まつり。それに合わせて、波切不動尊の桜を海から眺める。(約5時間のコース)
 定員 15人 料金 1,500円(別に船賃が必要)

コットンプロムナード～綿のまちを歩く～

日時 4月13日(水)午前9時30分七福神社(豊浜町関谷)集合、午前10時出発
 内容 讃岐三白の一つ「綿」。豊浜町関谷には、多くの綿屋があり、綿打ちなどが行われていた。綿打ちが行われている工場見学や布団屋などを巡り、加工技術などを学ぶ。(約2km、3時間のコース)
 定員 20人 料金 500円(昼食代別途必要)

観音寺の秘境 有木を歩く ～800年の歴史を探る～

日時 4月17日(日)午前9時30分五郷ダム集合、午前10時出発
 内容 平家の落人の里といわれている有木地区には、その当時持って来たといわれる陣太鼓や県指定の文化財阿弥陀如来坐像が伝えられている。それらを見学し、史跡を巡る。(約4km、3時間のコース)
 定員 20人 料金 1,000円(昼食代含む)

七宝山観音寺神恵院を巡り運氣アップ ～金運スポット銭形を掘って運氣倍増～

日時 4月29日(祝・金)午前9時観音寺市総合コミュニティセンター集合、午前9時30分出発
 内容 四国霊場唯一の1寺2霊場観音寺神恵院や琴弾公園周辺を歩き、歴史を感じるとともに金運スポット銭形の砂ざらえに参加。抹茶の接待を受ける。(約3km、3時間のコース)
 定員 20人 料金 1,500円(昼食代含む)

伊吹「波切不動尊」の桜まつり

伊吹島の桜の名所で、桜まつりが開催されます。当日は、有志の接待やオカリナの演奏会もあります。
 日時 4月3日(日)午前9時から
 場所 伊吹町波切不動尊参道
 問い合わせ先
 伊吹支所 ☎ 29-2111

高屋神社大祭

この地方では珍しく、春にちょうさ祭りが開催され、絢爛豪華なちょうさが桜の咲く参道を練り歩きます。
 日時 4月10日(日)午前10時40分～
 場所 高屋神社
 問い合わせ先
 商工観光課 ☎ 23-3933

豊浜郷土資料館サポーター 養成講座生募集

5月から綿の紡ぎや織の体験を通じて、本市の綿の歴史を学び、今後、豊浜郷土資料館を応援してくれるサポーターを養成する講座を開設します。
 場所 豊浜郷土資料館、豊浜ちょうさ会館など
 開催回数 5月から3月までの10回程度
 申込期限 4月20日(水)まで
 申し込み・問い合わせ先
 商工観光課 ☎ 23-3933

豊浜駅つつじ祭り

約200本のつつじが、豊浜駅構内を埋め尽くします。ことしは、子どもちょうさも会場周辺を練り歩きます。
 日時 5月1日(日)午前9時～午後3時
 場所 JR豊浜駅前広場
 内容 献血(午前9時～午後2時)花と野菜の青空市、バザー、うどんと飲み物の販売、もちつき大会など
 問い合わせ先
 商工観光課 ☎ 23-3933



伊吹島 島四国めぐり

伊吹島恒例の島四国めぐりが開催されます。当日は、航路の臨時便を運航します。
 日時 4月27日(水)
 問い合わせ先
 伊吹支所
 ☎ 29-2111

	伊吹島	観音寺	観音寺	伊吹島
1時	7:00	7:25	7:40	8:05
2時	8:20	8:45	9:00	9:25
3時	9:50	10:15	10:40	11:05
4時	11:30	11:55	12:20	12:45
5時	13:30	13:55	15:40	16:05
6時	17:10	17:35	17:50	18:15

春季銭形砂ざらえ

市のシンボル「寛永通寶」の中に入り、砂ざらえを体験しませんか。スコップなどの道具は貸し出します。
 日時 4月29日(祝・金)午前8時30分受け付け開始
 問い合わせ先
 商工観光課
 ☎ 23-3933



花稲海岸！地引網日和！

昔ながらの伝統漁法である地引網が体験できます。魚がたくさん捕れた場合は、持ち帰りができます。
 日時 5月5日(祝・木)午後4時～午後5時30分ごろ(受け付け開始午後3時半)
 場所 花稲海岸
 人数 先着100人(定員になり次第受け付け終了)
 申込期間 4月12日(水)午前10時から電話で申し込みしてください。
 主催 花稲地区地曳網実行委員会
 注意 団体申し込み不可、小・中・高校生は保護者同伴
 申し込み・問い合わせ先
 観音寺市地域振興イベント推進協議会事務局(商工観光課内) ☎ 23-3933



観光ボランティアガイド募集

市内を案内する観光のボランティアガイドを募集します。観音寺市の魅力や違った一面がたくさん見つかるかもしれません。観光に興味のある人、参加してみませんか。
 問い合わせ先
 観音寺市観光協会 ☎ 24-2150

学校給食 食育コーナー

学校給食課 ☎ 57-6660

みんな大好き きな粉揚げパン

お父さんやお母さんが子どものころから、給食の人気メニューだった「揚げパン」。戦後、東京都大田区の学校給食で誕生したといわれています。その当時、砂糖をまぶしたものは全国的に知られていましたが、きな粉をまぶしたものは、県内でも三豊、観音寺地区でしか食べられていませんでした。きな粉をまぶすことで、おいしさも栄養価もぐんと上がります。子どもたちのことを考え、きな粉揚げパンのレシピを考案した、当時の栄養士や調理員の皆さんの温かい気持ちが伝わってきます。



〈献立〉観音寺給食センター

- ★きな粉揚げパン★ピーフシチュー
- ★りんごのサラダ★ヨーグルト★牛乳

作り方

- ①油を180℃前後に熱し、パンをそっと入れ、表面が軽く色づく程度に返しながら揚げる。返すのは2～3回で、約3分が目安。
- ②油を切って、砂糖ときな粉を同量合わせたものを、揚げたパンにまぶす。
- ◆パンは少し固めで、塩パンなどのシンプルなもの、給食の揚げパンを再現しやすいです。